

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告） 入札説明書・同添付資料等の訂正表（第２回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後								
1	3_(資料-1)事業契約書(案)	44	30	第7章 第3節 第97条(振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力) 第3項	3 振興会は、前項に定める本契約の解除に関して事業者に発生する合理的な増加費用を負担するものとし、振興会は、事業者と協議のうえ、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。	3 振興会は、前項に定める本契約の解除に関して事業者に発生する合理的な増加費用及び損害(なお、誤解を避けるために付言すると、事業者【又は民間収益事業者】における逸失利益を含まない。)を負担するものとし、振興会は、事業者と協議のうえ、当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める。								
2	3_(資料-1)事業契約書(案)	46	20	第7章 第4節 第101条(保全義務)	第101条 事業者は、契約解除の通知の日から第93条第1項第二号、第94条第2項第一号及び第95条第1項第二号による引渡し又は第100条第5項による維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、自己の費用負担により国立劇場の出来形部分又は本施設について必要な維持保全に努めなければならない。	第101条 事業者は、契約解除のときは、次の各号に定めるところにより、必要な維持保全に努めなければならない。 一 契約解除の通知の日から第93条第1項第二号による引渡し又は第100条第5項による維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、自己の費用負担により国立劇場の出来形部分又は本施設について必要な維持保全に努めなければならない。 二 契約解除の通知の日から第94条第2項第一号による引渡しのとしまで、振興会の費用負担により国立劇場の出来形部分について必要な維持保全に努めなければならない。 三 契約解除の通知の日から第95条第1項第二号による引渡しのとしまで、第95条第2項の定めに従った費用負担により国立劇場の出来形部分について必要な維持保全に努めなければならない。								
3	4_(資料-1-1)事業者等が付す保険等	3	11	第3 3付保条件 ①	① 担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての施設(民間収益施設を含む。)を対象とする。	① 担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての施設(合築建物を提案する場合、民間収益施設を含む。)を対象とする。なお、合築建物の場合、共用部については管理組合が付保する保険の対象とし、その費用は振興会負担分を面積比率により按分する。								
4	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	6	21	第3章2.(2)減額算定並びに罰則点及び罰則留保点付与のための区分	減額及び罰則点付与は、業務不履行を確認した日の属する支払期(以下「当期」という。)の、維持管理・運営費及びその他の費用のうち当該業務不履行の属する支払区分(以下「業務不履行支払区分」という。)の支払予定額に対して行う(罰則留保点の付与及び罰則点との相殺については、後掲(5)による。)	減額及び罰則点付与は、業務不履行を確認した日の属する支払期(以下「当期」という。)の、維持管理費及びその他の費用のうち当該業務不履行の属する支払区分(以下「業務不履行支払区分」という。)の支払予定額に対して行う(罰則留保点の付与及び罰則点との相殺については、後掲(5)による。)								
5	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	1	22	第1. 1. (1) ①施設費	施設費は、事業契約の締結日から国立劇場の施設引渡提案日(同日を含む。以下同じ。以下「引渡日」という。)までに事業者が施設整備業務の実施のために要する費用とする。なお、施設費は、事業者の開業に伴う諸費用、融資組成手数料等、施設整備に関する初期投資として認められる費用を含むものとする。 ただし、事業契約の締結日から国立劇場の維持管理業務開始日までの期間に要した事業者の運営費(人件費、事務費等をいう。以下同じ。)についてはすべて施設費に含め、維持管理業務開始日から事業期間の終了日までの期間に要した事業者の運営費については、その他の費用に含めるものとする。	施設費は、事業契約の締結日から国立劇場の施設引渡提案日(同日を含む。以下同じ。以下「引渡日」という。)までに事業者が施設整備業務の実施のために要する費用とする。なお、施設費は、事業者の開業に伴う諸費用、融資組成手数料等、施設整備に関する初期投資として認められる費用を含むものとする。 ただし、事業契約の締結日から国立劇場の引渡日までの期間に要した事業者の運営費(人件費、事務費等をいう。以下同じ。)についてはすべて施設費に含め、維持管理業務開始日から事業期間の終了日までの期間に要した事業者の運営費については、その他の費用に含めるものとする。								
6	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	4	3	第2. 1. 支払方法の基本的な考え方	事業者は、本事業において、施設整備から維持管理までのサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、振興会は、提供されるサービスを一体のものとして購入するものとする。なお、施設整備に係る対価のうち施設費A及び消費税等は、国立劇場の整備期間中に原則として各年度2回に分けて支払い、施設費B及び割賦手数料の合計額は国立劇場の維持管理中、原則として平準化して支払うものとする。 維持管理に係る対価は、維持管理業務開始日以降事業期間にわたり業務量に応じて対価を支払うものとする。	事業者は、本事業において、施設整備から維持管理までのサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、振興会は、提供されるサービスを一体のものとして購入するものとする。なお、施設整備に係る対価のうち施設費A及び消費税等は、国立劇場の整備期間中に原則として各年度2回に分けて支払い、施設費Bは国立劇場の維持管理中、原則として平準化して支払い、割賦手数料は国立劇場の維持管理中、後掲3.(1) ②に基づき、支払うものとする。 維持管理に係る対価は、維持管理業務開始日以降事業期間にわたる対価を原則として平準化して支払うものとする。								
7	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	6	14	第2. 3. (1) ①イ施設費B	施設費Bについては、国立劇場の引渡日以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計が均等となるよう、3月末日及び9月末日の年2回(以下「施設費B支払期日」という。)、全40回に分けて支払うものとする。	施設費Bについては、国立劇場の引渡日の翌日以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計が均等となるよう、3月末日及び9月末日の年2回(以下「施設費B支払期日」という。)、全40回に分けて支払うものとする。								
8	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	6	21	第2. 3. (1) ②割賦手数料	割賦手数料は、施設費Bとともに、引渡日以降事業期間終了の前年度にわたり、年2回、全40回支払うものとする。 各回の支払額は、前掲①イに示すとおり施設費Bを支払うものとして、第1. 1. (1) ②に示す割賦手数料の料率に基づき算定する。割賦手数料の計算期間は、各支払期の期初(4月1日又は10月1日)から期末(9月30日又は3月31日)とする。なお、第1回目の割賦手数料の計算期間は、引渡日の翌日から引渡日が属する年度の翌年度の9月30日までとする。	割賦手数料は、施設費Bとともに、引渡日の翌日以降事業期間にわたり、年2回、全40回支払うものとする。 各回の支払額は、前掲①イに示すとおり施設費Bを支払うものとして、第1. 1. (1) ②に示す割賦手数料の料率に基づき算定する。割賦手数料の計算期間は、各支払期の期初(4月1日又は10月1日)から期末(9月30日又は3月31日)とする。なお、第1回目の割賦手数料の計算期間は、引渡日の翌日から施設費Bの初回の支払期日までとする。								
9	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	6	28	第2. 3. (1) ②割賦手数料	基準金利は、引渡日の翌日から1年前の応当日(予定。以下「金利確定日」という。)に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。また、基準金利の算定方法の概要は、次のとおりとし、詳細は別紙2に従う。ただし、基準金利の算定結果がマイナスとなった場合、基準金利はゼロとする。	基準金利は、引渡日が4月から9月までの場合には引渡日の前年度の6月1日を、引渡日が10月から3月までの場合には引渡日が属する年度の6月1日を基準金利の仮確定日(以下「金利仮確定日」という。)とする。金利仮確定日における基準金利は、引渡日に応じて以下に定める回の割賦手数料の算定に適用する。 <table><tr><td>引渡日</td><td>金利仮確定日における基準金利の適用回</td></tr><tr><td>4月1日から6月30日まで</td><td>第1回</td></tr><tr><td>7月1日から9月30日まで</td><td>第1回から第3回</td></tr><tr><td>10月1日から3月31日まで</td><td>第1回から第2回</td></tr></table> さらに上記以降に支払う割賦手数料の基準金利は、引渡日の2銀行営業日前(予定。以下「金利確定日」という。)に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。金利確定日の基準金利により割賦手数料を再計算した結果、金利仮確定日より既に支払った割賦手数料との間に差額が生じた場合は、金利確定日の基準金利を適用する最初の支払期日において、当該差額を調整することとする。また、基準金利の算定方法の概要は、次のとおりとし、詳細は別紙2に従う。ただし、基準金利の算定結果がマイナスとなった場合、基準金利はゼロとする。	引渡日	金利仮確定日における基準金利の適用回	4月1日から6月30日まで	第1回	7月1日から9月30日まで	第1回から第3回	10月1日から3月31日まで	第1回から第2回
引渡日	金利仮確定日における基準金利の適用回													
4月1日から6月30日まで	第1回													
7月1日から9月30日まで	第1回から第3回													
10月1日から3月31日まで	第1回から第2回													
10	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	7	1	第2. 3. (1) ②割賦手数料	(記載なし)	以下の(ア)～(ウ)について、金利仮確定日における基準金利を算定する際には、「金利確定日」とあるのは「金利仮確定日」、「支払(予定)期日における割引係数」とあるのは「国立劇場の引渡日及び支払(予定)期日における割引係数」、「引渡時の施設費B(割賦元本)」とあるのは「引渡時の施設費B(割賦元本)の金利仮確定日における現在価値」とそれぞれ読み替えるものとする。なお、金利仮確定日が引渡日の12か月前より先に到来する場合には、施設費の内容が確定していないことから、金利仮確定日において施設費を仮確定し、以下の計算を行うものとする。								
11	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	7	9	第2. 3. (1) ②割賦手数料	(イ)上記(ア)のスワップレートより、金利確定日を基準とした場合の、国立劇場の引渡日及び支払(予定)期日における割引係数(ディスカウントファクター)を算定する。	(イ)上記(ア)のスワップレートより、金利確定日を基準とした場合の、支払(予定)期日における割引係数(ディスカウントファクター)を算定する。								
12	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	7	12	第2. 3. (1) ②割賦手数料	(ウ)各支払(予定)期日に支払回数に対応して施設費を①の方法に従い支払うこととした場合に、前掲(イ)の割引係数をもとに算定した、元利払の金利確定日における現在価値が、引渡時の施設費B(割賦元本)の金利確定日における現在価値と同額となるように算定されるクーポンレートを基準金利とする。	(ウ)各支払(予定)期日に支払回数に対応して施設費を①の方法に従い支払うこととした場合に、前掲(イ)の割引係数をもとに算定した、元利払の金利確定日における現在価値が、引渡時の施設費B(割賦元本)と同額となるように算定されるクーポンレートを基準金利とする。								
13	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	7	16	第2. 3. (1) ②割賦手数料	事業者は、金利確定日に以上の算定方法に従い基準金利を算定し、振興会に算定結果を提出し、振興会の確認を受ける。振興会は、当該手続により確定した基準金利を事業者に通知する。	事業者は、金利仮確定日又は金利確定日に以上の算定方法に従い基準金利を算定し、振興会に算定結果を提出し、振興会の確認を受ける。振興会は、当該手続により仮確定又は確定した基準金利を事業者に通知する。事業者は、金利確定日における基準金利の円滑な算定及び確認を行うため、事前に関連資料の作成その他必要な準備を行うものとする。								
14	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	7	27	第2. 3. (2) ①維持管理費	維持管理費は、国立劇場の維持管理業務開始日以降、事業期間にわたり、3月末日及び9月末日の年2回(以下「維持管理業務費支払期日」という。)、全40回支払うものとする。	維持管理費は、国立劇場の維持管理業務開始日以降、事業期間にわたり、3月末日及び9月末日の年2回(以下「維持管理業務費支払期日」という。)、全40回支払うものとし、原則として平準化して支払うものとする。								
15	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	8	6	第2. 3. (2) ②その他の費用	ただし、初回及び最終の支払対象期間が6か月と異なるときは、初回及び最終の支払額は当該期間に応じた費用を支払うものとする。	ただし、維持管理業務開始日以降初回の維持管理業務費支払期日までの期間が6か月に満たないときは、その次の支払期日をもって初回の支払期日とする。また、最終回の支払対象期間が6か月に満たないときは、当該期間に応じた費用を支払うものとする。								

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
16	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	8	26	第4 事業費の内訳の算定	事業費の内訳については、要求水準の変更などが生じた場合に、事業費の変更を適切に行うために、各段階において精査し、 <u>金利確定日</u> までに確定するものとする。 具体的には、事業契約締結時、基本設計完了時、国立劇場の工事着工時及び金利確定日において、事業者は事業費についてその内訳の算定を行うものとし、振興会に事業費の内訳書の再計算結果を提出し、確認を受ける。	事業費の内訳については、要求水準の変更などが生じた場合に、事業費の変更を適切に行うために、各段階において精査し、 <u>引渡日の12か月前又は金利仮確定日のいずれか遅い日</u> までに確定するものとする。 <u>ただし、基準金利を金利確定日に確定する場合を除くものとする。</u> 具体的には、事業契約締結時、基本設計完了時、国立劇場の工事着工時及び引渡日の12か月前又は金利仮確定日のいずれか遅い日において、事業者は事業費についてその内訳の算定を行うものとし、振興会に事業費の内訳書の再計算結果を提出し、確認を受ける。
17	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法 別紙1	1	16	表3	表3. 所有・管理区分記号	表4. 所有・管理区分記号
18	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法 別紙2	1	3	1. 基本的な考え方	(記載なし)	以下の算定方法について、金利仮確定日における基準金利を算定する際には、 <u>「金利確定日」とあるのは「金利仮確定日」、「引渡時に確定する施設費B」とあるのは「引渡時に確定する施設費Bの金利仮確定日における現在価値」、「引渡時における施設費B」とあるのは「引渡時における施設費B×割引係数」、「支払期日」とあるのは「支払期日又は引渡日」とそれぞれ読み替えるものとする。</u> なお、 <u>金利仮確定日が引渡日の12か月前より先に到来する場合には、施設費の内容が確定していないことから、金利仮確定日において施設費を仮確定し、以下の計算を行うものとする。</u>
19	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法 別紙2	1	3	1. 基本的な考え方	本事業では 第2 3.(1)①に定める方法で、各支払（予定）期日に施設費Bを分割支払するとした場合に、施設整備費の各元利支払額の金利確定日における現在価値の合計が、国立劇場の引渡時に確定する施設費Bの金利確定日における<u>現在価値</u>と同額となるように算定されるクーポンレートを基準金利rとする。 $\Sigma(\text{元本支払額} \times \text{割引係数}) + \Sigma \left(\text{施設残存費} \times r \times \frac{\text{期間日数}}{365日} \times \text{割引係数} \right) = \text{引渡時における施設費 B} \times \text{割引係数}$ $r = \frac{(\text{引渡時における施設費 B} \times \text{割引係数}) - \Sigma(\text{元本支払額} \times \text{割引係数})}{\Sigma(\text{施設残存費} \times \frac{\text{期間日数}}{365日} \times \text{割引係数})}$ 上記（基準金利）を算定するには、現在価値の算定に必要となる、<u>引渡日</u>や各支払期日における割引係数をそれぞれ求める必要がある。この割引係数は、金利確定日における金利水準をもとに算定する。算定手順は以下のとおり。	本事業では 第2 3.(1)①に定める方法で、各支払（予定）期日に施設費Bを分割支払するとした場合に、施設整備費の各元利支払額の金利確定日における現在価値の合計が、国立劇場の引渡時に確定する施設費Bと同額となるように算定されるクーポンレートを基準金利rとする。 $\Sigma(\text{元本支払額} \times \text{割引係数}) + \Sigma \left(\text{施設残存費} \times r \times \frac{\text{期間日数}}{365日} \times \text{割引係数} \right) = \text{引渡時における施設費 B} \times \text{割引係数}$ $r = \frac{(\text{引渡時における施設費 B}) - \Sigma(\text{元本支払額} \times \text{割引係数})}{\Sigma(\text{施設残存費} \times \frac{\text{期間日数}}{365日} \times \text{割引係数})}$ 上記（基準金利）を算定するには、現在価値の算定に必要となる、各支払期日における割引係数をそれぞれ求める必要がある。この割引係数は、金利確定日における金利水準をもとに算定する。算定手順は以下のとおり。
20	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法 別紙2	2	5	2. 算定手順（4）	(4) <u>引渡日又は支払期日</u> に応じたスポットレートの算定 上記（3）の6か月ごとのスポットレートをもとに、金利確定日から <u>引渡日又は支払期日</u> までの期間に応じたスポットレートを日数単位で直線案分により算定する。	(4) <u>支払期日</u> に応じたスポットレートの算定 上記（3）の6か月ごとのスポットレートをもとに、金利確定日から支払期日までの期間に応じたスポットレートを日数単位で直線案分により算定する。
21	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法 別紙2	2	9	2. 算定手順（5）	(5) <u>引渡日又は支払期日</u> に応じた割引係数の算定 上記(4)のスポットレートをもとに <u>引渡日又は支払期日</u> tに応じた割引係数を算定する。	(5) <u>支払期日</u> に応じた割引係数の算定 上記(4)のスポットレートをもとに支払期日tに応じた割引係数を算定する。
22	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法 別紙4	8	1	第1 3 スライド協議の請求	翌々年度の予算示達（スライド協議の結果に伴う事業契約の変更）に向けたスライド請求期限は毎年3月とし、最終的なスライド請求期限は引渡日の12か月前までとする。最終的なスライド請求は、当該年の3月に限らず請求できるものとする。	翌々年度の予算示達（スライド協議の結果に伴う事業契約の変更）に向けたスライド請求期限は毎年3月とし、最終的なスライド請求期限は引渡日の12か月前までとする。 <u>ただし、引渡日が提案によって異なることから、最終的なスライド請求期限は事業契約の締結後の協議により決定する。</u> 最終的なスライド請求は、当該年の3月に限らず請求できるものとする。
23	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法 別紙4	11	16	第2 4 スライド協議の請求	翌々年度の予算示達（スライド協議の結果に伴う事業契約の変更）に向けたスライド請求期限は毎年3月とし、最終的なスライド請求期限は引渡日の12か月前までとする。最終的なスライド請求は、当該年の3月に限らず請求できるものとする。	翌々年度の予算示達（スライド協議の結果に伴う事業契約の変更）に向けたスライド請求期限は毎年3月とし、最終的なスライド請求期限は引渡日の12か月前までとする。 <u>ただし、引渡日が提案によって異なることから、最終的なスライド請求期限は事業契約の締結後の協議により決定する。</u> 最終的なスライド請求は、当該年の3月に限らず請求できるものとする。
24	7_(資料-1-4)定期借地権設定契約書(案)	3	18	第9条の2（固定資産税負担金）	第9条の2（固定資産税負担金） 乙は、毎年1月1日を基準として甲に賦課される固定資産税の金額が、第7条ないし第8条に基づき同年4月1日から翌年3月31日までの期間の貸付料として甲が乙に支払うべき金額を上回る場合には、乙は当年6月●日までに、その差額を固定資産税負担金として、甲に納付するものとする。	第9条の2（固定資産税負担金） 乙は、毎年1月1日を基準として甲に賦課される固定資産税の金額が、第7条ないし第8条に基づき同年4月1日から翌年3月31日までの期間の貸付料として乙が甲に支払うべき金額を上回る場合には、乙は当年6月●日までに、その差額を固定資産税負担金として、甲に納付するものとする。
25	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5		第3節3. 動線計画の条件	(記載なし)	<u>(7) グランドロビーから使いやすい位置にタクシー乗り場を計画する。なお、メインエントランス前に待機車両が滞留しないようにすること。</u>
26	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-25	53	第5節2. (10) ④	b. テレビ中継車駐車スペース <u>としても使用可能とする。</u>	b. テレビ中継車駐車スペースを兼ねてもよい。
27	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-25	53	第5節2. (10) ④	(記載なし)	c. 警視庁本部建物が目視できる場所に設置される場合に限り、警視庁テレビ中継車スペースを兼ねてもよい。
28	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-25	53	第5節2. (10) ④	c. 大型バス駐車スペースのアプローチは内堀通り側とし、車寄せを経由して大型バス駐車スペースへ到達できる計画とする。	d. 大型バス駐車スペースのアプローチは内堀通り側とし、車寄せを経由して大型バス駐車スペースへ到達できる計画とする。
29	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-34	15	第5節2. (2) ⑬拡声設備	d. リモートマイクは、監視室、防災センター、各劇場事務室及び総合受付に設置する。	d. リモートマイクは、監視室、防災センター、 警備室 、各劇場事務室及び総合受付に設置する。
30	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-34	26	第5節2. (2) ⑭誘導支援設備	a. トイレの便房及び手洗所には、緊急押し釦を設置し、トイレの入口には、表示灯の点灯や音等により知らせる設備を設置する。ただし、劇場エリアにおいては音や光が上演や観劇の妨げにならないように配慮する。なお、防災センターなど適切な部屋に表示窓の点灯や音等により確認できる表示装置を設置する。	a. トイレの便房及び手洗所には、緊急押し釦を設置し、トイレの入口には、表示灯の点灯や音等により知らせる設備を設置する。ただし、劇場エリアにおいては音や光が上演や観劇の妨げにならないように配慮する。なお、防災センター、 警備室 など適切な部屋に表示窓の点灯や音等により確認できる表示装置を設置する。
31	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-34	36	第5節2. (2) ⑭誘導支援設備	c. 駐車場出入口に車両の出入りが円滑にできるよう適切にインターホンを設置する。なお、インターホンの受付先は、防災センターなど適切な部屋に設定する。	c. 駐車場出入口に車両の出入りが円滑にできるよう適切にインターホンを設置する。なお、インターホンの受付先は、防災センター、 警備室 など適切な部屋に設定する。
32	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-35	42	第5節2. (2) ⑯監視カメラ設備 e.	(c) 録画時間（容量）は接続するすべての監視カメラの映像を24時間連続録画、30日間（720時間）以上記録できるものとし、記録方式は自動上書き式とする。	(c) 録画時間（容量）は接続するすべての監視カメラの映像・音声を24時間連続録画・録音、30日間（720時間）以上記録できるものとし、記録方式は自動上書き式とする。
33	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-36	40	第5節2. (2) ⑯監視カメラ設備 f.	(m) 前掲のa. からe. によるシステムとは別に、特高受変電室内及び各電気室内に監視カメラを設置し、監視室で映像・音声を確認でき、録画も可能なシステムとする。また、監視室から音声により指示が可能なシステムとする。	(m) 前掲のa. からe. によるシステムとは別に、特高受変電室内及び各電気室内に監視カメラを設置し、監視室で映像・音声を確認でき、録画・録音も可能なシステムとする。また、監視室から音声により指示が可能なシステムとする。
34	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	10	第5節2. (2) ⑯防犯・入退室管理設備	c. 不正侵入の状況は、防災センターなど適切な部屋で、監視・記録ができるものとする。	c. 不正侵入の状況は、防災センター、 警備室 など適切な部屋で、監視・記録ができるものとする。
35	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	11	第5節2. (2) ⑯防犯・入退室管理設備	d. 駐車場車路への歩行者等の侵入に対して、センサー等により視覚及び聴覚による警告を発するとともに、防災センター及び監視室へ警報表示を行う。その際、防災センター及び監視室から当該侵入者に対してスピーカーを通して警告を発することができるものとする。	d. 駐車場車路への歩行者等の侵入に対して、センサー等により視覚及び聴覚による警告を発するとともに、防災センター及び 警備室 へ警報表示を行う。その際、防災センター及び 警備室 から当該侵入者に対してスピーカーを通して警告を発することができるものとする。
36	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	47	第5節2. (2) ⑰火災報知設備・自動閉鎖設備	a. 受信機（総合操作盤）は防災センターに設置し、副受信機を監視室に設置する。	a. 受信機（総合操作盤）は防災センターに設置し、副受信機を 警備室 に設置する。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
37	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	48	第5節2. (2)㊹火災報知設備・自動閉鎖設備	b. 防災センター及び監視室には表示装置を設置する。	b. 防災センター、警備室、監視室、総合受付、総務課など適切な部屋に表示装置を設置する。
38	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-48	34	第5節2. (3)㊵エレベーター設備	u. 防災センターにエレベーターのかご内と通話できるインターホンを設置する。	u. 防災センター及び警備室にエレベーターのかご内と通話できるインターホンを設置する。
39	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-52	21	第6節1. (1)㊸h.	なお、大劇場はブリッジ1・2・3、小劇場はブリッジ1をフライギャラリーから乗込みできるようにすること。	なお、大劇場はブリッジ1・2・3・4、小劇場はブリッジ1をフライギャラリーから乗込みできるようにすること。
40	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-55	19	第6節1. (3)㊶b.	b. 客席及びホワイエにおける残響時間は伝統芸能に適した短めの時間を標準とするが、多様なニーズを想定し、将来的に音響設備を用いて電氣的に響きをコントロールする手法（残響支援装置、残響付加装置等）の採用が可能となる計画とする。	b. 客席及びホワイエにおける残響時間は伝統芸能に適した短めの時間を標準とするが、多様なニーズを想定し、客席及びホワイエに音響設備を用いて電氣的に音像や響きをコントロールする手法（音像制御装置、残響支援装置、残響付加装置等）も取り入れた計画とする。
41	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-57	49	第6節1. (5)㊶h.	h. 搬入口にI T Vカメラを設置する。また、エレベーターの乗り口（舞台レベル）においても監視ができるモニターを設置する。	h. 搬出入作業及び現場の状況を確認するため、搬入口及び舞台レベル、エレベーター内にI T Vカメラを設置する。また、エレベーターの各乗り口に任意のI T Vカメラの映像（4か所、固定）を4分割にて表示可能なモニターを設置する。
42	30_(添付4-5-4)稽古場各室性能表	10		L-1 稽古場1	（「L-1 稽古場1」の「換気設備」） C	D
43	30_(添付4-5-4)稽古場各室性能表	10		L-3 稽古場2	（「L-3 稽古場2」の「換気設備」） C	D
44	30_(添付4-5-4)稽古場各室性能表	10		L-5 稽古場3	（「L-5 稽古場3」の「換気設備」） C	D
45	30_(添付4-5-4)稽古場各室性能表	10		L-7 稽古場4	（「L-7 稽古場4」の「換気設備」） C	D
46	30_(添付4-5-4)稽古場各室性能表	10		L-9 稽古場5	（「L-9 稽古場5」の「ゾーニング・レベル」） 稽	演舞
47	30_(添付4-5-4)稽古場各室性能表	10		L-9 稽古場5	（「L-9 稽古場5」の「換気設備」） C	D
48	32_(添付4-5-6)養成研修各室性能表	13		Q-11 研修室11	（「Q-11 研修室11」の「室の分類」） 研修室(畳)	研修室(板の間)
49	35_(添付4-5-9)事務管理各室性能表	16		V-2 第1応接室	（「V-2 第1応接室」の「ゾーニング・レベル」） 役	事
50	35_(添付4-5-9)事務管理各室性能表	16		V-3 第2応接室	（「V-3 第2応接室」の「ゾーニング・レベル」） 役	事
51	41_(添付4-6-5)電気各室性能凡例	2			（項目「構内交換」内容「FAX」記号「数字」の「性能」） 1室に指定数量以上の複合機が設置できるよう、電話用モジュージャックを設ける。（※1）。（機器は別途工事）	1室に指定数量以上の複合機が設置できるよう、電話用モジュージャックを設ける。（※1）。（機器は別途工事）
52	45_(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	8		A-15 調光機械室「特記事項」【空間構成】	・公演中においても舞台袖及び調光操作室から短時間で到達できる動線を確保する。	・公演中においても舞台袖及び照明操作室から短時間で到達できる動線を確保する。
53	58_(添付4-9-2)公演記録設備仕様表				（記載なし）	※公演記録映像設備に以下を追加し、番号を適宜修正 91)公演記録用固定カメラリモートコントローラー 92)公演記録用固定カメラRC電源 93)公演記録用固定カメラ（映像用） 110)公演記録用固定カメラリモートコントローラー 111)公演記録用固定カメラRC電源
54	71_(添付4-11-3)小劇場 舞台床機構図・仕様表	2		【客席床機構設備】	「No.3 客席ワゴン収納庫」行	(削除)
55	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2		No.27 美術バトン12 (BL2)	（「No.27 美術バトン12 (BL2)」の「寸法 (mm) D」） 600	48.6
56	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2		No.28 美術バトン13 (AL2)	（「No.28 美術バトン13 (AL2)」の「寸法 (mm) D」） 600	48.6
57	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2		No. 31 美術バトン16	（「No. 31 美術バトン16」の「装置名称」） 美術バトン16	美術バトン16 (引割幕)
58	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2		No. 31 美術バトン16	（「No. 31 美術バトン16」の「特記」） （記載なし）	引割レール+ワンタッチハンガー
59	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2		No. 34 美術バトン19 (BL3)	（「No. 34 美術バトン19 (BL3)」の「速度(m/分)」） 10	0～90
60	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2		No. 35 美術バトン20 (HL1)	（「No. 35 美術バトン20 (HL1)」の「速度(m/分)」） 10	0～90
61	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2		No. 39 美術バトン24	（「No. 39 美術バトン24」の「装置名称」） 美術バトン24	美術バトン24 (引割幕)
62	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2		No. 39 美術バトン24	（「No. 39 美術バトン24」の「特記」） 照明電源+信号	照明電源+信号、引割レール+ワンタッチハンガー
63	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2		No. 42 美術バトン27 (AL3)	（「No. 42 美術バトン27 (AL3)」の「速度(m/分)」） 10	0～90
64	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2		No. 43 美術バトン28 (BL4)	（「No. 43 美術バトン28 (BL4)」の「速度(m/分)」） 10	0～90
65	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2		No. 48 美術バトン32	（「No. 48 美術バトン32」の「速度(m/分)」） 10	0～90
66	81_(添付4-12-3)演芸場 舞台吊物表・仕様表	2		No.12 引割幕1	（「No.12 引割幕1」の「寸法 (mm) H」） 48.6	300
67	81_(添付4-12-3)演芸場 舞台吊物表・仕様表	2		No.26 引割幕4	（「No.26 引割幕4」の「特記」） （記載なし）	引割レール+ワンタッチハンガー

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
68	81_(添付4-12-3)演芸場 舞台吊物表・仕様表	2		No.29 上手保管ボタン1	(「No.29 上手保管ボタン1」の「特記」) <u>引割レール+ワンタッチハンガー</u>	(削除)
69	92_(添付4-17) I Cカード作成に係る要求水準	1	24	2. (3) ① a.	a. I Cカードの材質はPET-Gとし、印刷に適した仕様とすること。	a. I Cカードの材質はPET、PET-G、PVCのいずれかとし、印刷に適した仕様とすること。
70	104_(添付5-2-7)警備に係る要求水準	5	34	2. (3) ②d.	d. 身体障害者用車両の誘導及び障害者の乗降介助	d. 身体障害者用車両の誘導及び要介助者の求めに応じた乗降の介助
71	173_(参考5-2-1)清掃業務消耗品及び廃棄物量の実績				(記載なし)	※平成29年度・平成30年度・令和元年度の廃棄物量の実績を追加(表1-2)
72	176_(資料-4)提出書類等の記載要領	6	15	第1. 2. (3) B : b. 様式9	(表の項目名) 様式10	様式9
73	共通様式 (Word)				(記載省略)	※余白設定等を訂正
74	共通様式 (Excel)				(記載省略)	※余白設定等を訂正
75	様式13-4 入札内訳書	1	2	項目	金額(円) ※2	金額(円)